

ホールインワン・アルバトロス費用補償について、よくご質問いただく事項をご案内いたします。

Q1. 保険金の支払い対象となるホールインワン・アルバトロスの定義を教えてください。

A 1. **日本国内**のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方の方が**目撃**したものに限りです。

①同伴競技者 ②同伴競技者以外の**第三者**

ただし、上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象となります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの**目撃**がある場合
 - ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
- (注) Q4. についてもご確認ください。

Q2. セルフプレー時のホールインワン・アルバトロスは保険金支払いの対象となりますか？

A 2. **原則として、キャディ帯同のないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払いの対象となりません。**

ただし、「同伴競技者」および「同伴競技者以外の**第三者**」の両方の方が**目撃**をしたとき、または公式競技において「同伴競技者」または「同伴競技者以外の**第三者**」の**目撃**がある場合、またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

Q3. **第三者**とは、誰のことですか？

A 3. 具体的には次の方をいいます。

同伴キャディ ゴルフ場の使用人 ワン・オン・イベント業者
ゴルフ場で工事中の造園業者 先行・後続組のプレーヤー
公式競技参加者 ゴルフ場内の売店運営業者 など

なお、ゴルフ場の支配人や、同伴プレーヤーは**第三者**とはなりません。

Q4. **目撃**とはどのようなケースをいいますか？

A 4. プレーヤーが打ったボールが、**直接ホールにカップインしたことをその場で確認すること**をいいます。

ボールを打つ瞬間を見ておらず、カップインしているボールを確認することや、同伴競技者からの説明をもって他の**第三者**が**目撃**したと証明することは、ゴルフ保険の約款上、**目撃**とはいいませんので、保険金のお支払い対象とはなりません。

○ **目撃**に該当する例

- ・プレーヤーが打ったボールを、打った瞬間からカップインするところまでを見た場合

× **目撃**に該当しない例

- ・達成後に、プレーヤーから呼ばれてカップインしているボールを見た場合
- ・ギャラリーが騒がしかったので、見に行くとカップインしているボールを見た場合